

お知らせ

「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定しました

平和・人権・男女共同参画係／4階
☎(3228)8229 FAX(3228)5476

この条例は、全ての人が差別を受けなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためのものです。

条例の全文やパブリック・コメント手続きの結果については、区HPか、区民活動センター、区役所4階区政資料センター、同4階10番窓口でご覧になれます。



◀条例についての区HP

パートナーシップ宣誓をご存じですか

多様な生き方、個性や価値観を受け入れる地域社会の実現を目指す取り組みの一つです。人生のパートナーとして相互に協力し合い、同居して共同生活することを宣誓した同性の二人に宣誓書等受領証を交付します。

成年年齢の引き下げに伴い、4月から宣誓できる年齢は18歳以上になりました。



◀パートナーシップ宣誓についての区HP

「第4次中野区住宅マスタープラン」を策定しました

住宅政策係／9階
☎(3228)5581 FAX(3228)5669

これは、区の住宅政策の基本方針として、具体的な施策を展開していくための計画です。

計画の全文とパブリック・コメント手続きの結果は、区HP、区民活動センター、図書館、すこやか福祉センター、区役所4階区政資料センター、同9階4番窓口でご覧になれます。

「西武新宿線沿線まちづくり整備方針(野方駅周辺地区編)」を策定しました

野方以西まちづくり係／9階
☎(3228)5569 FAX(3228)5417

区は、西武新宿線の連続立体交差事業(※)とあわせて、同沿線地域のまちづくりを検討しています。このたび、野方駅周辺地区の整備方針を策定しました。

方針の全文とパブリック・コメント手続きの結果は、区HP、区民活動センター、区役所4階区政資料センター、同9階19番窓口でご覧になれます。

※連続立体交差事業＝鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで、多数の踏切を除却する事業

「中野区耐震改修促進計画」を改定しました

耐震化促進係／9階
☎(3228)5576 FAX(3228)5471

区は、住宅や建築物などの耐震化を進め、災害に強い安全なまちを実現するため、計画の一部を改定しました。

計画の全文とパブリック・コメント手続きの結果は、区HP、区民活動センター、図書館、すこやか福祉センター、区役所4階区政資料センター、同9階8番窓口でご覧になれます。

「国民生活基礎調査」対象世帯はご協力を

衛生環境係(中野区保健所)
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

この調査は、国民生活の基礎的な事項(保健、医療、福祉、年金、所得など)を調べるために、厚生労働省が毎年行っているものです。

対象の世帯(無作為に抽出した区内約435世帯)には、今月中旬以降、調査員が伺います。

調査内容を統計以外の目的に使用することはありません。ご協力をお願いします。

☆調査員は「調査員証」を携帯しています

国民健康保険の加入・喪失の届け出は14日以内に

資格賦課係／2階
☎(3228)5511 FAX(3228)5655

届け出が必要な場合

国民健康保険への加入＝職場の健康保険をやめた時、家族の扶養から外れた時。健康保険資格喪失証明書(退職証明書、離職票など)が必要

☆加入の届け出が遅れた場合でも、保険料は資格発生日までさかのぼって納付する必要があります。ただし、原則として保険給付をさかのぼって受けることはできません

国民健康保険の喪失＝職場の健康保険に加入した時。国民健康保険証と職場の健康保険証が必要

☆他の健康保険に加入した後、中野区の国民健康保険証を使って受診した場合は、区が負担した医療費を返還する必要があります

前記の他に必要な書類

加入・喪失いずれの手続きも、世帯主のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)と、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

手続き場所 地域事務所、区役所2階5番窓口 ☆短期証・資格証明書を持っている方の受け付けは区役所のみ。手続きは郵送でも受け付けています

問合せ先 加入・喪失の届け出について＝資格賦課係、保険給付について＝国保給付係☎(3228)5508

令和4年度の国民年金保険料

国民年金係／1階
☎(3228)5514 FAX(3228)5654

国民年金保険料は、年度ごとに改定されます。令和4年度の保険料月額が、前年度より20円引き下げられ、16,590円となります。

納付書は、今月上旬に、日本年金機構から1年分まとめて郵送されます。各月の納付期限を確認して、期限内に支払ってください。

なお、1年分または6か月分を前払いできる納付書も同封予定です。まとめて前納すると、割引が適用されます(納期限5月2日)。また、2年分まとめて前納したい場合は、早めに年金事務所へ申し出を。

支払方法 金融機関・コンビニエンスストアでの現金支払い ☆別途手続きすれば、口座振替、クレジットカード払いも可能。なお、コンビニエンスストアでは30万円を超える納付はできません

問合せ先 中野年金事務所☎(3380)6111 ☆自動音声案内に従い「2」の「2」を選択



有料ごみ処理券は中野区のシールの使用を

清掃事務所
☎(3387)5353 FAX(3387)5389

事業系ごみを区のごみ収集に出す場合は「中野区事業系有料ごみ処理券」が、家庭から粗大ごみを出す場合は「中野区有料粗大ごみ処理券」が、それぞれ必要です(いずれもシール状)。他区の有料ごみ処理券は、中野区内では使用できません。

いずれも、区内のコンビニエンスストアなどの取扱店舗で購入し、ごみ袋または粗大ごみに貼って出してください。最寄りの販売場所は、区HPで確認するか、清掃事務所へ問い合わせを。

なお、粗大ごみの収集には、申し込みが必要です。区HPから手続きするか、電話で粗大ごみ受付センター☎(5715)2255へ(月～土曜日の午前8時～午後7時)。



▲中野区事業系有料ごみ処理券



◀粗大ごみ収集の申し込みについてはこちら

傍聴を

中野区都市計画審議会

都市計画課庶務係／9階
☎(3228)8840 FAX(3228)5668
4月20日(水)午後1時から
区役所4階第1委員会室
☆先着25人。午後0時30分から会場で受け付け

確定申告の振替納税をする方は
預貯金残高の確認を

中野税務署 ☎(3387)8111 ☆自動音声案内

振替納税とは、預貯金口座からの口座引き落としにより税を納付する制度です。振替納税を利用する方は、振替日の前日までに預貯金残高の確認をしてください。

税目・振替日 所得税及び復興特別所得税＝4月21日
個人事業者の消費税及び地方消費税＝4月26日

電子版区報のご利用を

広報係／4階 ☎(3228)8805 FAX(3228)5645

無料アプリ「カタログポケット」を利用するとスマートフォンなどで区報をご覧になれます。10言語の自動翻訳など便利な機能がたくさん。ぜひご利用を。



◀区HP

ウクライナ救援金にご協力を

総務係／4階 ☎(3228)8811 FAX(3228)5647

人道支援のための救援金を5月31日まで受け付けています。救援物資は受け付けていません。

受付場所 地域事務所、区役所1階21番窓口、同4階1番窓口

受付時間 平日午前8時30分～午後5時